

1 維持管理の基本方針

広島新交通1号線インフラ施設（高架橋）は『予防保全型』の管理

本市が管理する高架橋168橋については、構造物の損傷状況を定期点検により把握するとともに、その点検結果に基づき、修繕内容とその実施時期等を適切に判断し、計画的な修繕工事を実施することで、予防保全型の維持管理を行い、構造物の長寿命化を図る。

2 令和元年度から令和5年度までに行った点検結果

表－1 点検結果

健全度	区分	定義	橋りょう数
I	健全	橋りょうの機能に支障が生じていない状態	32橋
II	予防保全段階	橋りょうの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	98橋
III	早期措置段階	橋りょうの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	38橋※
IV	緊急措置段階	橋りょうの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0橋
合計			168橋

※ 令和元年度から令和5年度に行った定期点検で健全度Ⅲと診断した38橋のうち、8橋については令和6年度までに対策が完了しているため、未対策の健全度Ⅲは30橋となる。

3 修繕の具体的な取組方

- (1) 対象 本市が管理する168橋（延長11.2km）のうち、39橋の対策を優先的に実施
- (2) 期間 令和7年度から令和16年度までの10年間
- (3) 取組内容
 - ・令和元年度から令和5年度までの定期点検において、早期措置段階であることが判明した健全度Ⅲのうち、未対策の30橋の対策を実施
 - ・健全度Ⅱと診断した橋りょうのうち、現時点で機能に支障が生じていないものの期間内にひっ迫する状態となる可能性のある9橋の対策を実施
 - ・対策を行う39橋以外についても、5年間で順次実施する定期点検（全橋りょう）の結果、損傷の進行が確認され緊急対応が必要な場合や、車両運行に支障をきたすおそれのある損傷については、適宜対策を実施
 - ・平成7年の兵庫県南部地震において単純桁の落橋被害が多く発生したことを踏まえ、単純桁構造の橋りょうについて、修繕に合わせて橋桁の耐震対策を実施
- (4) フォロ-Up^o 定期点検の周期に合わせ、原則5年に一度、計画の見直しを実施